

最高裁総一第347号

(組いー01)

平成28年3月24日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する  
対応要領について（通知）

平成28年3月23日の最高裁判所裁判官会議により「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（以下「要領」という。）」が定められたことを受け、本日付けで最高裁総一第346号事務総長通達「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について」が発出され、同年4月1日から実施されます。

この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を踏まえ、裁判官を含む裁判所の職員が事務を行うに当たり、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることなく、また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に合理的な配慮を行うことができるように定められたものであり、裁判官が裁判事務を行うに当たっても、この要領の趣旨に沿った手続を実現していただく必要があります。

要領別紙には、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮に関する具体例が示されていますが、それらはあくまでも例示であって、必要な対応は上記具体例に限られるものではありません。裁判事務を行うに当たり、どのようなことが

不当な差別的取扱いに当たるのか、また、障害者からの要望等があった場合にどのようなことが合理的配慮として求められるのかといったことは、個々の事案ごとに判断されるべきものであることに留意する必要があります。その際、人的・体制上の制約や予算上の制約があるからといって、安易に過重な負担があるとするのではなく、考え得る対応策とその実現可能性について事務局とも相談・協議するなどして、具体的に検討することが重要です。また、事務局においても、このような裁判事務の取扱方法について、いつでも相談を受けることができるような態勢を整えておくことが望まれます。

については、所属の裁判官を始めとする裁判事務を担当する職員に対し、この要領の趣旨を説明すると共に、裁判官及びこれらの職員が裁判事務を行うに当たっても、この要領の趣旨に沿った手続の実現が図られるよう、よろしくお取り計らいください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。